交通事故傷害補償細則

改廃履歴

Rev	改廃内容	実 施 日	作成者	承 認 日
1.0	初版	S51. 11. 1	総務部	
1. 1	規程管理規程の改正準備対応	H21. 12. 1	総務部	H21. 11. 24
1. 2	規程作成細則実施に伴う書式変更	H22. 4. 1	総務部	H22. 3. 31

目 次

第	1条	目的	1
第	2条	補償の種類および額	1
第	3条	交通事故傷害共済の契約	1
第	4条	交通事故による被害	1
第	5条	適用	1

交通事故傷害補償細則

規程番号 0902-0102-00-細制定日 1976年11月 1日 改正日 2010年 4月 1日

(目的)

第 1条 会社は、常勤役員および従業員が業務上交通事故で被害をうけたときにこの細則で補償金を支払う。ただし、故意または重大な過失によって事故が発生したときは除く。

(補償の種類および額)

第 2条 会社が支払う補償金の額は次のとおりとする。

(1)死亡 800万円

(2)後遺傷害 全国共済農業協同組合連合会の交通事故傷害共済約款の別表による。

(3)治療 同上約款の特約による。

(交通事故傷害共済の契約)

第 3条 会社は前条の補償金にあてるため、農協連役職員友の会に加入のうえ、全国共済農業協同組合連合会の交通事故傷害共済(2型・4型)に契約する。

(交通事故による被害)

第 4条 交通事故による被害とは、交通事故傷害共済の約款による。 (適用)

第 5条 この細則は、中央会、連合会等からの出向者には適用しない。